

令和５年度
第１０回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和５年１２月２７日（水）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第10回総会 議事録

令和5年12月27日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 事業計画変更承認意見決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

日程第5 農地の賃借料情報の提供について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 （欠席）
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 （欠席）	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 （欠席）	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：17名）

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 柴山 守男
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義

9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：3名)

2 番 岩田 良彦
15 番 浅野 富士男

7 番 近藤 篤誼

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主 任 平野 智美

専任課長 木全 康夫
主 査 渡辺 志保

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第10回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっております。

ますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第１０回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１６名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１２番 佐々均委員さん、１４番 星野幸代委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２「第１号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者より内容をご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

【渡辺農業振興課主査】

農業振興課の渡辺です。資料第１号議案の「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

本議案は、令和５年８月１６日から令和５年１１月１５日までに、各事業計画者から申し出がありました、除外９件の農用地利用計画の変更について記載しています。また、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、１枚めくっていただきますと、

見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上に記してあり、地図上の緑色は農用地区域内農地、桃色は申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、茶色は農業用施設用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。なお、各土地改良区と農協から、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。各申出地につきましては、いずれも周辺土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。それでは、個々の説明に移ります。

1 番は分家住宅の計画です。申出者は、家財道具が増え、現在の借家では手狭になってきたため、申出地に分家住宅を計画したものです。

2 番、福祉施設（有料老人ホーム）の計画です。令和3年に申出地西側に開設した有料老人ホームは既に満床で、数多くの入所希望の問合せに対し、十分に応えられない状況であるため、申出地に新たに計画したものです。

3 番、店舗駐車場の増設です。申出者が経営する店舗の来店者数が増えてきたことと、従業員を増員したことにより、慢性的に駐車場が不足するようになったため、申出地に駐車場の増設を計画したものです。

4 番、従業員用駐車場の増設です。申出者は、受注量の増加に伴い、従業員を増員してきましたが、従業員用駐車場が不足し、作業スペースに詰めて駐車したり、一部の従業員には車通勤を断ったりしている状況です。この状況を改善するため、申出地に駐車場の増設を計画したものです。

5 番、従業員用駐車場の増設です。申出者は、申出地東側で運営している障害者の生活介護施設の利用者増加に伴い、利用者家族の送迎用や従業員用の駐車場が不足してきたため、申出地に駐車場の増設を計画したものです。

6 番、従業員用駐車場の移設です。申出者は、老人ホームや障害福祉サービスなどを主に運営する傍ら、障害児通所支援事業への新規参入を決め、申出地西側の従業員用駐車場に新施設の建築を始めました。そのため、従業員の車は隣接する別の施設の来客用駐車場や通路の一部に詰めて駐車しており、来客者や従業員には不便な状態であるため、申出地に駐車場を計画したものです。

7 番、駐車場の移設及び増設です。申出者は、受注量の増加に伴い増車した運送用トラックや、従業員の車を駐車場内に詰めて駐車していますが、車両の入替時は道路を使って行っているため周辺の交通に迷惑をかけている状態です。その上、駐車場として一部借りている土地の返却を所有者から求められたため、申出地に駐車場の移設及び増設を計画したものです。

8 番、駐車場の移設及び増設です。申出者は、自動車整備業と貨物運送業を主として経営しており、平成31年に事業拡大と集約のため現事業地に移転しましたが、大型自動車の整備依頼が想定以上に増え、点検・整備のために預か

った車両や、点検・整備済みの車両を敷地内に置ききれず、移転後は返却予定であった現事業地から離れている車両置場も借りた状態で使用しており、効率が悪いと、申出地に駐車場の移設及び増設を計画したものです。

9番、資材置場の増設です。申出者は、金属類などの再生資源の回収をしていますが、年々取扱量が増加しており、既存の敷地のみでは手狭になってきたため、申出地に資材置場の増設を計画したものです。

以上、9件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転11件、賃借権設定1件です。詳細は、2ページから4ページとなります。

58番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。59番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。60番、61番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。3ページの62番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。63番、64番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。65番から4ページの67番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。68番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。69番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可12件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第3号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第2号と議案第3号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第3号からご説明申し上げます。提出議案の12ページをご覧ください。

議案第3号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件

です。詳細は13ページをご覧ください。

4番につきましては、分家住宅を建築するため、令和5年10月20日付けにて許可を受けましたが、父と子の共有名義から夫婦の共有名義に変更するため、再度転用の申請を行うものです。

今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、6ページの議案第2号187番として上程されております。つづきまして、提出議案の5ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転17件、賃借権設定5件、使用貸借権設定8件です。詳細は、6ページから11ページとなります。

6ページの186番から8ページの198番につきましては分家住宅、199番につきましては収用移転による自己用住宅、200番につきましては工場を建築するものです。以上、15件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、9ページの201番から10ページの209番につきましては駐車場、210番、11ページの211番につきましては駐車場及び資材置場、212番につきましては駐車場兼物干し場、213番、214番につきましては資材置場、215番につきましては作業場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、210番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可30件、事業計画変更1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」
- ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。つづきまして、4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから7ページの所有権移転11件、賃借権設定1件です。つづきまして、8ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、9ページの4件です。つづきまして、10ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、11ページから13ページの11件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

次に、日程第5「農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。
事務局、報告願います。

【神尾主査】

お手元の資料「農地の賃借料情報の提供について」をご覧ください。

農業委員会による農地の賃借料情報の提供につきましては、一宮市において、令和5年中に締結・公告された、農地の賃貸借における賃借料の水準を公表するものです。これは「農地法の一部を改正する法律」が、平成21年12月15日に施行されたことに伴い、標準小作料制度が廃止され、これに代わるものとして農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うこととなったものです。このため、農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された、実勢の賃借料を集計して情報提供を行い、賃借料を決定する際の参考としていただくものです。したがって、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありません。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で賃借料を決定していただくことになります。

今回の公表は、令和5年1月から令和5年12月までに締結・公告された賃貸借における、10アール当たりの年額の賃貸借水準です。

1番「田・水稻」の部をご覧ください。上段が令和5年、下段の括弧書きが令和4年の賃借料水準となります。令和5年は、一宮市全域で「平均額：3,000円」「最高額：3,000円」「最低額：3,000円」、データ数は110件です。なお、昨年の「田・水稻」の部につきましては、賃借権のデータ数が1件と少なかったため、水準値をとることができず、「公表値はなし」となっております。

つづきまして、2番「畑」の部をご覧ください。令和5年は、一宮市全域で「平均額：8,200円」「最高額：12,200円」「最低額：5,000円」、データ数は15件です。

この賃借料情報につきましては、令和6年1月9日より、農業委員会窓口及び市ホームページにて公表いたします。「農地の賃借料情報の提供について」の報告は以上です。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第10回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時55分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 佐々 均

署名者 星野 幸代